

中小企業あきた

- 1 組合代表者からの意見・要望を伺う 1
～地区別組合代表者懇談会～
- 2 秋建協同組合理事長を訪問 3
～建設業の現状をお聞きしました～

- 景況レポート7月分 4
- 中小企業組合等支援施策情報 6
- 組合相談コーナー 8
- 話題の広場
支援団体活動レポート 9
インフォメーション 9



TOPICS 1 組合代表者からの意見・要望を伺う ～地区別組合代表者懇談会～



[秋田会場]



[大館会場]



[鹿角会場]



[能代会場]

本会では、組合代表者の皆様と中小企業支援施策及び行政への意見・要望等のほか、業界の問題や課題、将来的な労働生産人口減少への対応について意見交換を実施し、地域経済の持続的な発展に有効な対応策等を検討することを目的に、7月2日(火)から7月30日(火)の間、県内8地区で「地区別組合代表者懇談会」を開催しました。本号では、組合代表者の皆様よりお伺いした意見・要望についてご紹介します。

製造業

【食品】

○業界は人口減少により大きな影響を受けている。特に県内の郡部はより厳しい状況にある。行政には人口を増やす施策支援をお願いしたい。

県が実施する販売促進は一部のブランドが主体であるが、県内には様々な地域に名産品・特産品がまだまだある。その商品もPRするべきと考えている。

○業界では、今後経過措置を含めて2021年6月までHACCPを取得する義務がある。

人手不足以上に高齢化が顕著である。将来的には生産効率を上げるため製造ラインの機械化を図る必要性を認識している。

【繊維】

○縫製業は労働集約型産業であるが人員を確保できない状況にある。今年4月から特定技能としての外国人労働者の在留資格が増えたが、縫製業はその対象産業から外されている。そのため、是非、特定技能の産業枠に縫製業も含まれるよう強く要望したい。

【木材】

○ECOや森林保全、地球温暖化対策等の啓蒙により「木を切ってはいけない」というイメージが定着しているが、森林を活かしていくためにも伐採して活用する「木」が沢山あることを政府レベルで広告し、新しい木材需要を作って欲しい。

○山を育てる目的の森林環境税が導入された。徴収された税は秋田県各市町村に森林育成や山の保護のために配布されたが、聞くところによると半数近くの市町村で半額以上を基金とする動きはあるようである。この税は積立てるために徴収したものではないため、人手不足も考慮しなければならないが、地域の森林保全のため早急な計画と実行をお願いしたい。

【生コンクリート】

○各工場とも人材確保が困難で全ての工場で生コン車を満たす運転手を確保できていない状況である。他の業種同様、求人を出しても応募がない現状である。

【アスコン】

○アスファルトの原材料である原油価格が近年高騰しており、工事の積算単価について、年に1回ではなく数回の見直しと道路整備事業に関してもう少し長い区間の単位での予算付けをお願いしたい。また、路盤材については再生材を利用する発注が行政からあるが、この「再生材」に関する概念が不明確で、路盤によっては「再生材」もあれば「再々生材」の場合もある。何回再利用されたかわからない路盤の利用があるため、数年単位で見直しながら、再生材ではない発注をお願いしたい。



[大仙会場]

【印刷】

○国が進めている「働き方改革」は中小企業にとっては負担を強いているものが非常に多い。そもそも「働き方改革」は都会の企業に対する理論である。地方の企業の現場をよく見て施策構築してほしい。秋田の生活や企業の実態に即した支援構築をお願いしたい。



[湯沢会場]

【その他製造業】

○組合員各社とも受注の引き合いは多く多忙である。しかし、他業種と同様に人手不足である。

このような人手不足の状況で、労使の市場原理を無視して行政等が介入した最低賃金引き上げは、多くの中小企業の経営圧迫を強いる政策である。特に中央と地方は生活基盤に違いがあるため、全国一律での最低賃金設定や早期の引き上げには反対である。

非製造業

【卸売業】

○受動喫煙が広がる中、組合としての対応について相談があったことから、喫煙棟(プレバブに空気清浄機、換気扇)の設置を計画している。電気を使用するため工事等が必要であるが厚労省の補助金を活用して導入する予定である。

このほか、敷地内の道路等が痛んでいる箇所が増えていることから、その修繕・補修にかかる費用の補助支援等があれば非常にありがたい。

【小売業】

○組合の新しい取り組みとして、社会のキャッシュレス化の推進にともない組合独自の地域通貨を創造するべく、現在、財務局に申請中であり、年内に結論が出る予定である。全国的に広まるキャッシュレス決済であるが、組合では地域通貨を採用し、地域内での取引だけでなく、活動に関する報酬等でも利用できるように通貨にしていきたい。

○3月から5月までは新しい元号のスタート等の影響もあったのか景気回復の兆しを実感していたが6月、7月は急に減退した。景気自体は波打つものであるが、行政には継続的に経済が好循環する施策をお願いしたい。

【商店街】

○組合の高齢化、後継者不在等抱える問題は多数ある中で、イベント関係は従来どおり開催している。開催費用については補助金を受けながら実施しているが、商店街本体ではヒト、モノ、カネが不足している状況であること考慮していただき、補助金の自己負担の額をもう少し減らしてもらいたい。

○商店街として人口減少という社会現象は非常に脅威である。純粋に商圈人口が少なくなることは、今の高齢化と後継者のいない商店街の店舗にとっては致命的となる。そのため、この町で子供を育てたくなる施策をお願いしたい。それによる子育てのために人が来るような街づくりをお願いしたい。

また、商圈が縮小してきているため、今後も事業を継続するためには、商圈を外に広げていく必要がある。そのため、デジタルイノベーション(DI)等に早くに取り組んで顧客を獲得していく必要があると認識している。

【サービス業】

○業界は整備士不足が慢性的である。大型ディーラーの組合員いれば家庭内事業者もある中、大型ディーラーでは人手不足の声がある。一昔は自動車整備の専門学校等を卒業した生徒の採用が主流であったが、それだけでは必要な人員を確保しきれないため、最近では普通高校卒業生を採用し、企業が資格を取らせることに方針を転換している。

【建設業】

○ライフラインを維持する事業であるため、社会にとって必要な業界であるが、人材の新規採用が継続しない。高校卒業で雇用しても1年以内にやめてしまい、そのため中途採用が多いのが現状である。

○現在、配置技術者不足により仕事を取りたくても取れない状況にある。組合としては、発注側に対し配置技術者配置の要件緩和措置等をお願いしていく予定である。

○今年は4月～6月までほとんど仕事が無い状況であった。仕事発注は年間を通じて平準化できるような配慮をお願いしたい。

○人手不足を慢性的に実感している。そのため人材確保に向けた事業を行政の協力を得ながら実施しており、高校生を対象にPR事業を展開している。しかし、人材育成には経費と時間を要することから難しい問題である。また、労務管理が厳しくなっており、労働時間や日数だけでなく、保険等の加入についても条件とすることが当たり前となっている。特に働き方改革に際し、建設現場でも週休2日制の導入が進められており、工事の受注条件でも設定されていることから今年度から多くの企業でスタートしている。



[横手会場]

【トラック】

○他の産業と比較し、運輸業に関する補助金等の支援メニューが少ないと感じている。特にドライバーの確保は深刻な状況で、若い人材の長距離ドライバーなどは募集しても応募がない状態。そのような中、同業者間での人材の奪い合いが行われているような話もあり、業界の弱体化も懸念する。

【骨材】

○骨材は生コンクリートの原材料であるため、生コンクリートの需要が上がらないと骨材業界も元気が出ない。土地改良工事で使用される砂・砂利の需要は高く、この先4～5年は継続する見込であるが、供給する砂・砂利を採取できる場所が少なくなっていることが大きな問題である。

従業員の雇用状況は若い人の雇用が少ないため、高齢化が進んでおり、70才代でも元気があれば現役で働いてもらっている。



[由利本荘会場]

TOPICS 2 秋建協同組合理事長を訪問

トピックス ● SPECIAL FEATURES ●

～建設業の現状をお聞きしました～

秋建協同組合(加藤憲成理事長)は、昭和29年9月に秋鉄工業協同組合として設立し、その後昭和39年4月に現名称に変更しました。現在の組合員は建設業者12社で、生コンクリートの購買事業を主に組合活動を行っています。

そこで、加藤理事長に現在の建設業の現状についてお聞きしました。

今の時期は、豪雨災害の復旧工事に加え、県発注工事が重なっており、建設業界の技術者不足で対応できないことも多く、発注工事の入札は不落の物件が珍しくありません。

働き方改革への対応は急務となっていますが、人手不足が続く中での経費、時間、人員の負担は避けられません。特に天候に左右される工事現場では雨や酷暑の影響で進捗の遅れによる工期に支障をきたさぬよう細心の注意を払っています。

人材の確保の面では、熟練職人とのネットワークを築いていますが、高齢化が進んでいます。これに代わる外国人の雇用が考えられますが、建設工事については多様な作業が伴うことから外国人技能実習制度は馴染まないと考えています。ただ、外国人技術者の活用には興味を持っています。

建設業界は公共工事の縮小によって、身軽な経営体制にシフトしました。土木工事の技術者集団として技術者の確保に努めていきたいと考えております。



[秋建協同組合加藤理事長]

景況レポート

(7月分・情報連絡員80名)

非製造業で悪化割合が増加、 全体景況DI値も後退

【概況(全体)】

7月分の県内景況は、前年同月と比較して景況が「好転」したとする向きが3.8%(前回調査5.0%)、「悪化」が40.0%(同35.0%)で、業界全体のDI値は-36.2となり、前月調査と比較し6.2ポイント下回った。製造業で東北・北海道ブロックを0.2ポイント上回ったものの、非製造業のDI値が大きく後退したことで、全体DI値についても低調に推移する要因となった。

【業界別の状況】

業界別では、好転業種については鉄鋼・金属、自動車販売の3業種にとどまり、小売業や建設業の非製造業で悪化割合が増加したことで景況感は後退した。業種を問わず売上に改善傾向がみられず、非製造業では収益状況は悪化している。人手不足の影響が大きくなってきており、受注・収益に留まらず、事業継続等にも大きな影響を与える懸念がある。消費増税、働き方改革への対応、最低賃金引き上げを懸念する声も多く、先行きを不安視する見方も増加している。

<全国及び東北・北海道ブロックとの景況DI値の比較>

	秋田県	全国	東北・北海道
全体	-36.2	-28.4	-30.1
製造業	-37.5	-33.0	-37.7
非製造業	-35.4	-24.9	-25.8

<景況天気図>

項目	業界の景況	売上高	収益状況	販売価格	取引条件	資金繰り	雇用人員
製造業							
非製造業							

【凡例】

快晴 30以上
 晴れ 10以上 30未満
 曇り 10以上 30未満
 雨 10未満
 雷雨 30以下

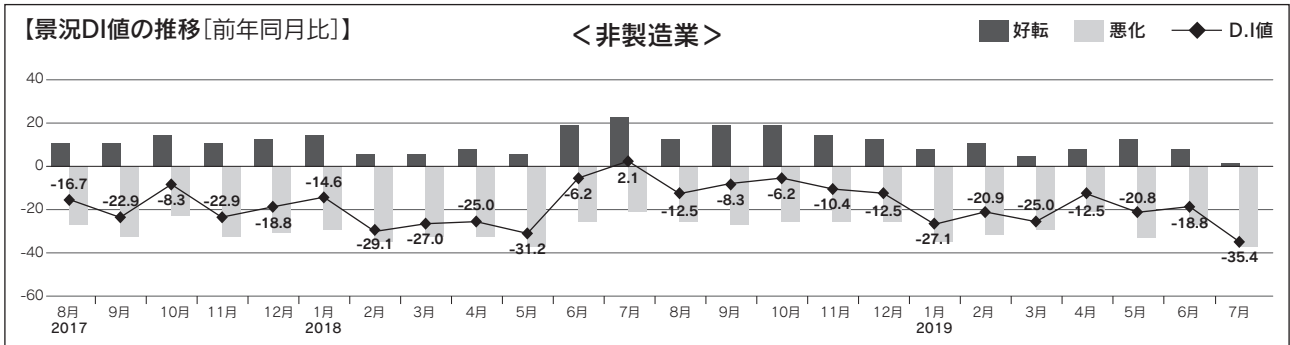
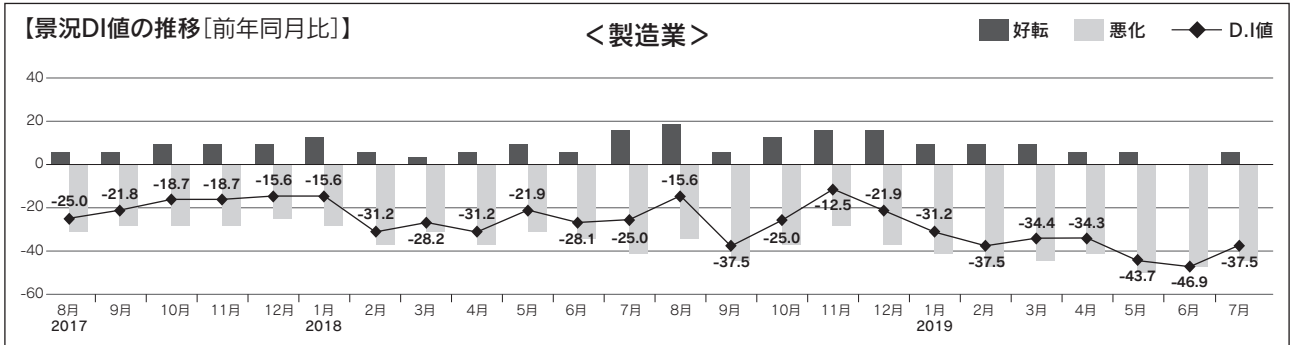
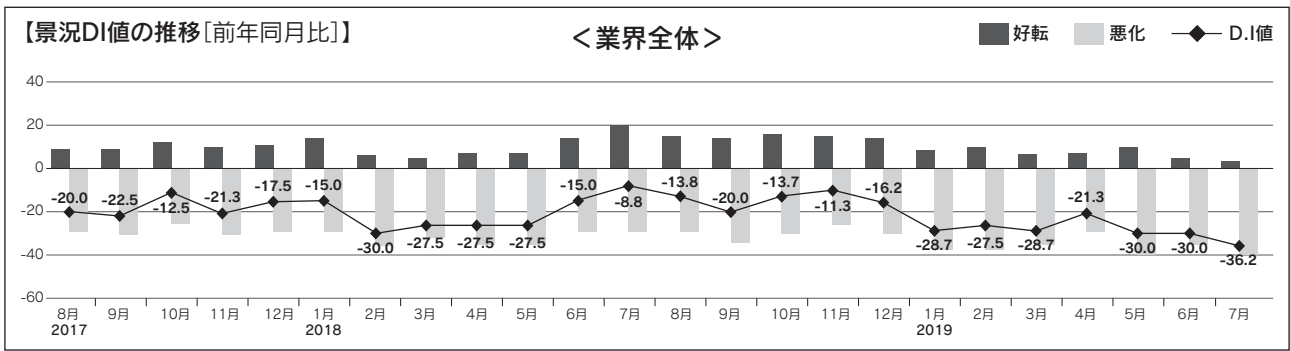
【天気図の見方】
前年同月比のDI値をもとに作成しています。

※DI値とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、増加(好転)したとする企業割合から、減少(悪化)したとする企業割合を差し引いた値です。

【業界の声】 ~製造業~

(回答数：32名 回答率：100%)

食料品 (パン)	気温が高く、売上には厳しい状況が続いている。学校給食も7月の登校日が減少したことで大きく前年を下回っている。8月より小麦粉の価格が値下げとなる。
食料品 (菓子)	暑いこの時期、一般的に生和菓子の売上は減少するが、今年はGW明けから引き続き売上が思うように回復せず、厳しい状況が続いている。夏季にかき氷を販売する製造小売の店舗では、暑さのおかげで出だしは好調のようである。
繊維工業 (ニット)	受注量は前年並みで生産の最盛期であり、各社ともフル稼働している。ただし、店頭が売れていないため、加工賃は厳しく先の受注見通しが不透明である。
繊維工業 (繊維)	消費増税を控え、納期が前倒し傾向になっており、残業が増加している。増税後の消費動向が不安である。(中央地区)
木材・木製品 (一般製材)	4~7月の製品販売量は、前年比108%と県外・県内ともに順調に推移している。原木入荷量は素材業者が国有林請負作業に入り、民有林の生産量が減少したことで減少傾向になってきた。現在、価格は弱含み横ばいで推移している。
木材・木製品 (素材生産)	一般製材用原木の生産量は、供給が増加傾向にあるが消費は横ばいで推移しており、価格は安値に転じている。合板用原木については、安定した供給となっており、国産針葉樹合板の消費も横ばいで推移していることから、在庫については大きな変化はみられないものの増加傾向にある。チップ用原木は、木質バイオマス工場が新設されたことから、製紙用、バイオマス用とも不足している。
印刷	改元による発注控えが解消され、消費税増税に伴う動きも出始めており、仕事の動きはあるものの安値の受注はなくなっておらず、用紙・諸材料の値上げにより受注価格の引き上げが重要である。働き方改革への対応や求人難は経費の増加を招き、大きな課題となっている。(中央地区)
窯業・土石製品 (生コンクリート)	7月の出荷数量は前年同月比80%前後。4~7月累計で87%台と依然低い数字となっている。現在、県南地区の災害復旧工事のみで秋田中央地区の大型物件は年内の出荷が微妙である。県南地区を除き、各地区とも昨年度の出荷数量を大幅に下回ると予想される。
鉄鋼・金属 (機械金属)	7月に入り公共工事、民間工事ともに活発になってきている。各社とも残業するなど100%以上の稼働となっている。当面の受注は確保されている状況にある。
一般機器 (金属加工)	受注面は前月に引き続き、前年同月比大幅に減少している。依然として先行きが不透明な状況にある。原材料は需給バランスからか値下がり傾向にある。



【業界の声】 ~非製造業~

(回答数：48名 回答率：100%)

- | | |
|------------------|--|
| 卸売業
(青果) | 売上高は前年同月比84.9%で推移した。野菜については全般的に低調に推移し、特にキャベツ、大根等の大型野菜、レタス等のサラダ野菜等が最後まで低調に経過した。果物に関しては主力が県内産のメロンやスイカ(小玉スイカ含む)等であるが、特に本年はスイカの売上が落ち込んでおり、消費者の消費動向の変化や購買意欲の弱さが現れる結果となった。 |
| 卸売業
(米麦卸) | 平成30年産米の主食用米の販売進捗率は90%を超え、順調に推移している。梅雨明け宣言され、稲の生育も順調に推移しており、出穂も始まりこれからの日照が良ければ作況も良いのではないかと期待している。 |
| 小売業
(電機) | 関東、東北太平洋側地域と比べ、天候に恵まれエアコンの売上が順調であった。特に、後半は高温・多湿であったため台数が伸び、売上に貢献した。テレビについては4Kテレビが単価アップにつながっている。 |
| 小売業
(花卉) | 6月の落ち込みから多少持ち直している感がある。ただ、天候不順などもあり品薄状態で、仕入れ値も若干高値が続いている。 |
| 商店街 | 街区内の空き店舗を子育てママ向け支援スペースと起業者向けシェアオフィスとして活用するプランが進められている。街区への新たな誘客策と今後の商店街のあり方について検討する機会となりそうである。(大館市) |
| サービス業
(タクシー) | 好天続きのため、運行回数は減少した。乗務員数は前年同月比で78名の減少となっているが、前月よりは2名増加となっている。 |
| 建設業
(電気工事) | 公共工事は若干発注されてきているが、一般住宅は最近5年間で最低の発注数で、電気使用申込件数も大幅に落ち込んでいる。(県南地区) |
| 運輸業
(トラック) | 売上、収益とも前年同月比では増加しているが、輸送量は思ったよりも悪かった。7月末から8月にかけて青果物等の貨物が増加し、車両が不足気味になった。燃料価格は、前月価格が据え置きとなったことで、前年同月の価格より安値となり、収益には良い影響を与えている。(県南地区) |
| その他の非製造業
(砂利) | 骨材の出荷量は前年とほぼ同程度であった。今後、ダム工事関連で出荷量は増加の見通しである。(県南地区) |

中小企業組合等支援施策情報

事業承継を実行するための「5つのステップ」

中小企業・小規模事業者の経営者のうち、65歳以上の経営者は全体の約4割を占め、今後数年で、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えるとみられています。これら中小企業・小規模事業者は、雇用の創出や新しい技術の開発など、地域経済の牽引役として、わが国の経済・社会において重要な役割を果たしています。

取引先とのつながり、経営に関するさまざまなノウハウ、従業員など経営資源を守りながら、中小企業・小規模事業者が社会基盤の担い手として活躍していくためには、将来を見据えた計画的な事業運営が欠かせません。中小企業・小規模事業者が今後も事業を継続・発展させていくために、次世代へスムーズに「事業承継」を進めることが求められているのです。

■円滑な事業承継の実現のためには5つのステップを経ることが重要

ステップ1 事業承継に向けた準備の必要性の認識

従事業承継に向けた早めの準備の必要性を認識するための「事業承継診断」や経営者と支援機関との事業承継に関する対話・相談に取り組みましょう。

ステップ2 経営状況・経営課題の把握(見える化)

経営状況を把握するためのツール(中小会計要領・ローカルベンチマーク・知的資産経営報告書等)を活用しながら、経営の見える化を行い、課題改善に向けた方向性を明確にしましょう。

ステップ3 事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)

経営者が将来の事業承継を見据えて、本業の競争力の強化などにより企業価値を高めることで、会社を後継者にとって魅力的な状態まで引き上げましょう。

親族内・従業員承継

社外への引継ぎ

ステップ4 事業承継の計画策定

経営の「見える化」、会社の「磨き上げ」を進める過程で明らかになった経営上の課題を解消しながら、後継者と二人三脚で策定した事業承継計画、あるいは希望に合った相手とのマッチング条件に沿って、資産の移転、経営権の移譲を進めていきます。早めに専門家に相談することも有効です。

マッチング実施

M&A等の実行

ステップ5 事業承継の実行

株式、事業用資産や経営権の承継を実行する。

各ステップの解説

ステップ1 事業承継に向けた準備の必要性の認識

従業員の雇用や、取引先の信頼関係など、会社が周囲にあたる影響は小さいものではありません。引継ぎといっても経営者の身内だけの問題ではないことをあらためて理解しておく必要があります。後継者を次期経営者として必要な能力を備えた人物に育成することは、一朝一夕ではできません。また、事業用資産や経営資源の承継も十分な時間を取って計画的に進めていく必要があります。事業承継を着実に進めるためには、早めの着手が肝要です。

ステップ2 経営状況・経営課題の把握(見える化)

未来に向けて経営方針を定める必要があります。その最初の一步は、会社の経営状況を把握することです。事業をこれからも維持・成長させていくために、利益を確保できる仕組みになっているか、商品やサービスの内容は他社と比べて競争力を持っているかなどを経営状況を把握するためのツール(中小会計要領・ローカルベンチマーク・知的資産経営報告書等)を活用しながら点検しましょう。

事業の見える化のメリット

事業の将来性の分析や会社の経営体質の確認を行い、会社の強み・弱みを再認識。これにより取り組むべき課題を洗い出す。

資産の見える化のメリット

経営者の個人資産について会社との貸借関係などを確認する。後継者に残せる経営資源を明確にできれば、後継者の不安も解消される。

財務の見える化のメリット

適切な会計処理を通して、客観的な財務状況を明らかにする。これにより銀行や取引先からの信頼度も上がり、資金調達・取引の円滑化にもつながる。

ステップ3 事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)

企業価値の高い魅力的な会社とは、どのようなものでしょうか。一つは、他社に負けない「強み」を持った会社。もう一つは、業務の流れに無駄がない、効率的な組織体制を構築した会社です。自社が強みを有する分野の業務を拡大していくとともに、各部署の権限、役割を明確にして業務がスムーズに進行する事業の運営体制を整備しましょう。

磨き上げ事例①

従業員との情報共有で生産体制強化

月次での会計処理を行い従業員にも公開し、実績と目標を共有化。従業員の意識向上により製品ロスの減少と品質の安定化が図られ、生産体制の強化に繋がった。

磨き上げ事例②

弱みを強みに変えて受注アップ

旧型施設での小ロット生産は弱みかと思っていたが、その機動性を逆手にとって経営資源を集中。大手企業では対応できない小ロット案件の受注が増加した。

磨き上げ事例③

従業員の経営参加でモチベーション向上

従業員が全員参加する会議で会社の将来について自由に議論し、実際に経営計画に盛り込む。従業員が主体性を持てるようになり、モチベーションも向上した。

ステップ4～5 事業承継の計画策定から実行まで

経営の「見える化」、会社の「磨き上げ」を進める過程で明らかになった経営上の課題を解消しながら、後継者と二人三脚で策定した事業承継計画、あるいは希望に合った相手とのマッチング条件に沿って、資産の移転、経営権の移譲を進めていきます。早めに専門家に相談することも有効です。

■事業承継に関する具体的なお悩みの相談先

承継準備を始めるには？ 承継診断の進め方のアドバイスや専門家の紹介をします。

[相談先]

秋田県事業引継ぎ支援センター TEL：018-883-3551

秋田県事業承継相談センター TEL：018-838-0535

秋田県中小企業団体中央会 TEL：018-863-8701

及び県内各商工会・各商工会議所、金融機関、士業等専門家、よろず支援拠点 等

組合相談コーナー 年度途中で脱退を申し出た組合員の取扱い

自由脱退者の取扱い

【Q】 組合員は、「事業年度の末日の90日前までに予告し、事業年度の終了日に脱退できるが（中協法第18条）、事業年度末までは組合員たる地位を失っていないから、その組合員も他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利、義務を有するが脱退者の申出の点についての効力とその取扱い方(1)～(3)について、解説願いたい。

組合員が12月30日までに脱退の申出をした場合

- (1) 脱退を申し出た組合員は、その後の組合運営についての権利義務を主張し行使できるか。
- (2) 脱退を申し出た組合員が、申出日以降組合賦課金を年度末まで納入しない場合の取扱いについて。
- (3) 未納賦課金を払戻持分と相殺して差し支えないか。中協法第22条からして相殺することも妨げないと解されているか。

【A】 組合の事業年度終了日が3月31日であれば、90日の予告期間を満足させているので、脱退の申出があった日の属する事業年度末までは、組合員たる地位を失わないから、脱退の申出をしない組合員となんら差別してはならない。

したがって、(1)についても事業年度末までの期間内は組合員としての一切の権利を有し、かつ義務を負わなければならないし、また(2)にいうごとく、賦課金を納入しないならば組合員としての義務を怠ることになり、除名、過怠金の徴収等の制裁も定款の定めに従って可能となるわけである。(3)については、脱退した組合員が組合に対して未納賦課金その他の債務を負っている場合は、組合は中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、あるいは民法第505条の規定により払い戻すべき持分とその債務を相殺することもできる。

【中協法第22条の規定】

(払戻の停止)

脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

【定款例の規定内容】

(除名)

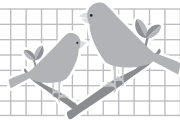
第13条 本組合は、次の各号の一つに該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、その弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第1項第18号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員



支援団体活動レポート

会員親睦ボウリング大会を開催

8月23日(金)、秋田市のブルックリンストライクにおいて、秋田県中小企業団体事務局協議会(佐藤弘幸会長)が主催する「ボウリング大会(交流親睦事業)」が開催されました。このボウリング大会は会員同士の交流・連携を深め、加入促進を図ることを目的に開催しており今年で



[ボウリング大会参加者の皆さん]

～秋田県中小企業団体事務局協議会～

7回目となります。組合事務局等から12名が参加し、4チームに分かれ白熱したゲームを繰り広げられました。その後、手づくり料理一楽土に会場を移して行われた表彰式には16名が参加し、成績発表、懇親会は大いに盛り上がりました。

【大会成績】 (敬称略)

(個人優勝)

秋田県バス事業協同組合 明石 昌子

(団体優勝)

秋田県バス事業協同組合 明石 昌子

あきた不動産事業協同組合 大田久美子

商工組合中央金庫秋田支店 三浦 遼海

インフォメーション

攻めのサービス産業等応援事業の追加募集について (秋田県産業労働部商業貿易課)

「攻めのサービス産業等応援事業」では、更なる成長を目指す中小企業が行う自社の強みやIoT等の先進技術を活かした新規性の高い取組を支援します。

1 補助対象者

県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上の事業実績がある中小企業者

※一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/23684>

2 補助対象事業

製造業以外の事業であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 新商品・サービスの開発、生産、販売
- (2) サービスの提供までのプロセス改善等による生産性向上
- (3) 新分野進出

※新分野進出とは、産業分類の細分類を超えて行う取組のことです。

※補助金の交付決定後(12月中旬以降)に実施する取組が対象です。

3 補助対象経費

上記補助対象事業の実施に係る経費を補助します。

(新商品・サービスの開発等に要する試作費、設備導入費、広告宣伝費等)

※経常的経費や建物の改修費等、補助対象外となる経費もありますので、詳しくはご相談ください。

4 補助率・補助金の額

補助率：1/3以内

(小規模企業者・ベンチャー企業は1/2以内)

限度額：500万円

※ただし、今年度(交付決定日から令和2年3月31日まで)実施する事業に対する補助金の上限額は次のとおりです。

① 中小企業者 170万円

② 小規模企業者・ベンチャー企業 350万円

※小規模企業者とは、商業・サービス業を営んでいる場合は従業員5人以下、その他の場合は従業員が20人以下の企業です。

5 事業期間

補助交付決定から12ヶ月以内

6 募集期間

令和元年9月17日(火)～10月25日(金)

※締切日 午後5時必着

7 審査について

書類審査のほか、応募者によるプレゼンテーションにより審査を行います。

8 その他

・制度の詳細や応募書類等については、ダウンロードファイルをご確認ください。

・応募にあたっては、事前に相談していただくようお願いします。

[お申込み・問い合わせ先]

秋田県産業労働部 商業貿易課

電話：018-860-2244

働き方改革関連法セミナーのご案内 (秋田労働局)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制(大企業)や年次有給休暇の確実な取得など改正労働基準法が本年4月1日から順次施行されております。

また、来年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業に適用されるほか、「パートタイム・有期雇用労働法」の施行に伴い、正社員と非正規社員の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます(中小企業に対する適用は令和3年4月1日)。

秋田労働局では働き方改革を円滑に実現するため、広く県内の事業主の方々に「パートタイム・有期雇用労働法」などを知っていただく、「働き方改革関連セミナー」を本年9月及び10月に開催します。

開催場所については、右記のとおりとなっておりますので、是非ご参加ください。

なお、開催時刻については、各会場いずれも13:30からとなっております。

開催日・場所

- ① 9月 4日(水)能代市文化会館
- ② 9月10日(火)大仙市大曲交流センター
- ③ 9月19日(木)秋田テルサ
- ④ 9月20日(金)湯沢文化会館
- ⑤ 9月24日(火)西目公民館
- ⑥ 9月27日(金)秋田県北部老人福祉総合エリア
- ⑦ 10月 2日(水)能代市文化会館
- ⑧ 10月 8日(火)平鹿生涯学習センター
- ⑨ 10月16日(水)秋田テルサ
- ⑩ 10月23日(水)にかほ市総合福祉交流センター
- ⑪ 10月25日(金)角館交流センター
- ⑫ 10月28日(月)北秋田市交流センター

[お申込み・お問い合わせ先]

秋田労働局雇用環境・均等室

電話：018-862-6684

～女性活躍推進法が改正されました～ 一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公開が変わります (秋田労働局)

※改正法は令和元年6月5日公布

事業主の皆さまにおかれましては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

施行：公布後3年以内の政令で定める日
一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設します

施行：公布後1年以内の政令で定める日
女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組

1 一般事業主行動計画の策定・届出

〈ステップ1〉自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

〈ステップ2〉一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

〈ステップ3〉一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨と都道府県労働局に届け出てください。

〈ステップ4〉取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

2 女性の活躍に関する情報公開

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

[お問い合わせ先] 秋田労働局雇用環境・均等室 電話：018-862-6684

『改革・改善』

千代田興業株式会社

代表取締役社長 藤澤 正義

本社・工場：秋田市川尻町字大川反 170-49

TEL 018(864)6200(代)

建設事業部：秋田市川尻町字大川反 170-19

TEL 018(888)3666

URL : <http://www.k-chiyoda.jp>

官公需適格組合

『カデル』

秋田管工事業協同組合

理事長 本 多 秀 文

副理事長 谷 藤 健 二

” 太 田 博 之

秋田市山王臨海町3番18号

☎018(862)6161/FAX 018(824)5685



お客様のココロに「ハレ=笑顔」をつくりたい。

私たちはこれからも、もっと伝える、
もっとココロに残るおもてなしを目指します。



Akita
Castle Hotel

秋田キャッスルホテル

秋田市中通1-3-5 TEL.018-834-1141

「信用保証」と

「経営支援」で

秋田県の中小企業を応援します！



秋田県信用保証協会

<https://www.cgc-akita.or.jp>

〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47

TEL:018-863-9011 FAX:018-863-9188

秋 田 市 竿 燈 会 監 修

秋田竿燈まつり カレンダー 2020年版

好評
販売中

[販売価格]

1,000円(税別)

- 縦615mm×横305mm
- 13枚綴(12カ月+表紙)
- フルカラー



2019

健康経営優良法人

Health and productivity

経済産業省・日本健康会議が推進する
「健康経営優良法人認定制度」において、
3年連続で認定されました。

秋田活版印刷株式会社

〒011-0901
秋田市寺内字三千刈110-1

<http://www.kappan.co.jp/>

TEL.018-888-3500(代) FAX.018-888-3505

[東京営業所] TEL.03-5927-8101 [名古屋営業所] TEL.052-251-5080

保険とリース、相続・事業承継のご相談はお気軽にどうぞ!!



保険&
リース

株式会社

北日本ベストサポート

URL <http://www.knbs.jp>

本社 〒010-0967 秋田県秋田市高陽幸町8番17号

TEL.018-883-1888 FAX.018-883-1822

県南営業部 TEL.0187-66-3622

酒田支店

TEL.0234-75-3370

能代東支店 TEL.0185-58-2116

For Earth, For Life
Kubota

Hello, my Smile

陽菜 Smile
ハルナ



詳しい製品情報はこちらのQRコードから!

株式会社 秋田クボタ

〒011-0901 秋田市寺内字神屋敷295-38
Tel: 018-845-2121 Fax: 018-845-6600

株式会社

八幡平貨物



一般区域貨物自動車運送
原木・木材の伐出及び仕入・販売

秋田県鹿角市八幡平字谷内下毛平116-12
TEL 0186-34-2011
FAX 0186-34-2013

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網や7万社以上のお客さまとのリレーションを活かして、中小企業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資まで、中小企業組合の活動を情報と金融で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かして、中小企業の海外進出を継続的にサポートします。

秋田支店 018(833)8531 〒010-0001 秋田市中通2-4-19



人を思う。未来を思う。

商工中金

2019

9
Sep

中小企業あきた

令和元年9月1日発行 (毎月1日発行) 第712号

発行/秋田県中小企業団体中央会 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 ☎ 018-863-8701 FAX 018-865-1009

印刷/秋田活版印刷(株)

定価280円